

# 雇用保険法等の一部を改正する法律が成立しました。 主な改正点は次のとおりです。

## 1 雇用保険率の変更

- **平成22年度**における労働保険料の算定に使用する雇用保険率は以下のとおりです。

～雇用保険率表～

事業の種類	雇用保険率	負担割合			被保険者	
		事業主				
		失業給付分	二事業分	計		
① 一般の事業	15.5 1,000	6 1,000	3.5 1,000	9.5 1,000	6 1,000	
特掲事業	② 農林水産の事業	17.5	7	3.5	10.5	7
	清酒製造事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	③ 建設の事業	18.5 1,000	7 1,000	4.5 1,000	11.5 1,000	7 1,000

## 2 雇用保険の適用範囲が拡大されました

- 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。

**旧**

6カ月以上の雇用見込みがあること

1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



**新**

31日以上の雇用見込みがあること

1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

## 3 遡及適用期間の改善

- 雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。
- 施行日（注）以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

（注）施行日とは公布日（平成22年3月31日）から9カ月以内の政令で定める日をいいます。

雇用保険法の改正の内容について、詳しくはこちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>